保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（別紙参照）の可能性があったが、医師の指示等により、他へ感染させるおそれがなくなった児童生徒等を登校させる際には、以下の「学校感染症・医師の診断による登校許可届」を担任へご提出ください。

＊病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

学校感染症・医師の診断による登校許可届

江東区立第二砂町中学校長　殿

＿＿＿年＿＿＿組　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の疾患について、＿＿月＿＿日に医師の診断を受けました。

医師の診断により、他への感染のおそれがないと診断され、＿＿月＿＿＿日から登校しても良いと許可が出ましたのでましたので、ご連絡します。

病　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受診した医療機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印